投資信託積立取引約款

（約款の趣旨）
第１条　この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額買付取引（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（対象投資信託の選定）
第２条　本サービスにおいて、お客様が買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「対象投資信託」といいます。）とします。

（取引の申込）
第３条　お客様が本サービスを利用するには、あらかじめ当社に総合証券口座を開設されている必があります。
２　当社は、本サービスの利用において、取引残高報告書、契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面）等を電子又は郵送による方法にて交付するものとします。

（対象投資信託の指定）
第４条　お客様は、対象投資信託の中から、本サービスにおいて買付を行う銘柄を指定し、当社所定の方法により取引を申込むものとします。（以下、お客様の指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）
２　お客様は、前項にあたり、事前に当社が交付する当該指定投資信託の契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面等）を確認し、その内容についてご理解いただくこととします。

（買付日の設定）
第５条　お客様は、毎月一定の日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で、指定投資信託の買付を行うよう申し込むものとします。
２　お客様は、当社の定める範囲内で特定月に買付する金額を増額するよう申し込むことができます。

（金銭の払込）
第６条　お客様は、本サービスに係る指定投資信託の買付に必要な金銭を以下のいずれかの方法で払い込むものとします。
①総合証券口座のお預り金（ＭＲＦ受益権の自動換金を含む。以下同じ。）から払い込む方法。
②予めお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座から自動引落により払い込む方法。
③カード会社が発行するクレジットカードを利用した集金代行による決済サービスを利用する方法

（指定投資信託の買付）
第７条　当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、指定投資信託の買付を行うこととします。
２　買付日が営業日でない場合は、原則として翌営業日に買付を行うこととします。

（果実の取扱い及び返還について）
第８条　対象投資信託の果実の取扱い及び返還については、各対象投資信託の目論見書及び取引約款等に従うものします。

（取引及び残高の通知）
第９条　当社は、本サービスよる取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書等により行います。

（設定内容の変更）
第 10 条　お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申し込み内容の変更を行うことができます。

（買付の停止）
第 11 条　当社は、第７条に係わらず、総合証券口座のお預り金が不足していた、もしくは予めお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座の残高が不足していた等（以下「残高不足等」といいます。）により買付の際に、第６条に定める金銭の払込が無い場合、または、お客様が買付の申し込みを中止、取消された場合は、本サービスでの買付は一切行わないこととします。
２ 前項において、残高不足等を原因として、３回連続して買付ができなかった場合、当社は、以後の買付は一切行わないこととします。
３ 当社は、お客様から届出事項若しくはその変更についてお届出がない場合には、以後の買付及び新たな指定投資信託の買付を停止するなど、当社の判断でお客様のお取引の全部又は一部を制限させていただく場合があるものとします。

（対象投資信託の除外）
第 12 条　対象投資信託が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合には、お客様に遅滞なく通知するものとします。
①当該投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
②対象投資信託の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
③その他当社が必要と認める場合

（他の規定等の準用）
第 13 条　この約款に定めの無い事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

（解約）
第 14 条　本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
①お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
②お客様が当社の総合証券取引口座を解約された場合
③お客様の指定投資信託が第 12 条の規定に従い対象投資信託から除外され、他の指定投資信託の申込みがされていない場合
④お客様が第 15 条に定める本約款の改正に同意されない場合
⑤当社が本サービスの解約を申し出た場合
⑥当社が本サービスを営むことが出来なくなった場合

（本約款の変更）
第 15 条　本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
２ 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
３ 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
４ 第２項の通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上
（2013 年 4 月）

0102220602